

Press Release

三雲学童保育所における不適切な事案に伴う対応について

《概要》

三雲学童保育所（公設民営学童保育所。指定管理者：三雲学童保育所運営委員会）において、現場責任者（元主任）による不適切な事案（内容は別添1参照）が発覚しました（事案の経緯と経過は別添2参照）。これを受け、市では、令和8年度から以下のとおり三雲学童保育所の運営形態を変更することにより、学童保育所の適切な運営によるこどもの安全安心な居場所の確保を図ってまいります。

【運営形態の変更の概要】

◎現行（令和7年度）の運営形態：指定管理者制度による運営を行っています（指定管理期間：令和3年度～令和7年度。事案発覚後に同委員会の体制が刷新され、現在は新体制によって運営が行われています）。なお、令和8年度以降については同委員会の後継団体（一般社団法人どろんこ学童保育所）が指定管理者の申請を行っていましたが、事案の発覚を受け、「指定管理者として求められる運営体制が整えられない状況が生じた」との理由から、すでに「辞退届」が提出されています。

◎新たな運営形態：他団体への委託による運営へ移行する予定です。

◎変更時期：令和8年4月1日より実施予定

【運営形態の変更の理由】

◎不適切な事案の発覚により運営体制の問題が判明したため

◎安定的かつ適正な運営を図るため信頼のおける体制の再構築が必要なため

【その他】

◎次年度以降については運営団体の変更に伴う利用手続きやサービスに大きな変更が生じないよう、また、子どもたちに大きな影響が及ばないよう対応します。

今後も引き続き安心してご利用いただける学童保育所の運営に邁進していきます。また、今般の不適切な事案については、全容解明に向けて関係者へのヒアリングなど調査を進め、調査結果に基づき適切な対応を行います。

■問い合わせ先

担当課名：こども未来応援部子ども・若者政策課

担当：山岡、松山

TEL. 0748-76-4701（直通） FAX. 0748-77-7019

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

三雲学童保育所における不適切な事案に伴う対応にかかる市長コメント

このたび指定管理者（三雲学童保育所運営委員会）による三雲学童保育所の運営において、現場責任者（元主任）による不適切な事案が発覚したことについては、市として、重く受け止めております。

市では、学童保育所の適切な運営によるこどもの安全安心な居場所の確保を最優先に考え、次年度以降については運営団体の変更を行うとともに、こどもたちに大きな影響が及ばないよう適切に対応してまいります。

また、今般の不適切な事案については、全容解明に向けて全力で調査を進め、調査結果に基づき適切に対応してまいります。

【別添 1】

《元主任による不適切な事案》

- 【事案 1】別の事業所で勤務し、学童保育所での就労実態がない時間帯にもかかわらず、修繕や清掃を早朝に行ったと報告し、時間外手当相当額を「整備修繕費用」として受け取っていたこと
- 【事案 2】土曜保育について、利用していない保護者の氏名をかたって「土曜保育料」を入金、領収証を作成することにより実施していたと報告していたこと
- 【事案 3】退職した事実がないにもかかわらず、令和 7 年 10 月 31 日付けで「自己都合により退職した」とする中小企業退職金共済事業本部あての被共済者退職届を提出し退職金を受け取っていたこと
- 【事案 4】三雲学童保育所運営委員会が承認していないにもかかわらず、学童保育所名義及び負担で自分を被保険者とする傷害総合保険に加入していたこと
- 【事案 5】他の指導員に対し早退する旨の連絡を行い早退したにもかかわらず、そのまま就労していたと報告していたこと
- 【事案 6】学童保育所での就労実態がない者について、就労していたと報告し、それぞれに対し賃金を支払わせていたこと

※不適切な行為による会計処理は、現時点で少なくとも約 500 万円と見込まれます。

元主任は上記の不適切な行為を認めており、今後において償う意思を示しています。担当部局では、全容解明に向けて刑事告発も視野に入れながら、本人や関係者へのヒアリング、証拠の収集など、引き続き調査を進めていきます。

《事案の経緯と経過》

○令和7年9月8日

匿名の電話により「学童保育所で不適切な行為が行われている可能性がある」と市に情報提供がありました。

○同年10月10日

定期実地調査（「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に規定している市が実施する調査）を行うために市職員が施設を訪問、各種書類等の調査（会計帳簿・日誌・タイムカード・出退勤簿・シフト表などの確認）を行いました。

○同年10月中旬～12月中旬

関係者へのヒアリング、ヒアリングで得た証言の裏付けとなる証拠の収集を行いました。これらにより元主任による不適切な事案が判明しました（「事案1」「事案2」）。「事案3」～「事案6」については三雲学童保育所運営委員会による調査により判明しました。

○同年12月23日

元主任の事情聴取を行うために市職員が施設を訪問し、元主任に事実確認を行ったところ、不適切な行為を認めました。元主任は、同行為によって得たお金の返還と退職の意向を示しました。

○同年12月27日

三雲学童保育所運営委員会が開催され、元主任の委員長解任が決議されました。続いて、一般社団法人どろんこ学童保育所臨時社員総会が開催され、元主任の代表理事解任が決議されました。

○令和8年1月14日

市と三雲学童保育所運営委員会が甲賀警察署に相談を行いました。

○同年1月31日

三雲学童保育所運営委員会と同保護者会役員会の臨時合同会議が開催されました。元主任の懲戒処分に関する審議が行われ、1月31日付けで懲戒解雇とすることが決議されました。

○同年2月14日

市による保護者説明会を開催しました。